

〔資料〕

## 清涼飲料水の近代史 (第2報)

—昭和元年から40年まで—

秋山 久美子

The Modern Domestic History of Soft Drinks (The Second Report)

—From the First Year (1926) to the 40<sup>th</sup> Year (1965) of the Showa Period—

Kumiko Akiyama

### はじめに

前報では、明治から大正にかけての清涼飲料水(サイダー、ラムネ中心)の歴史を昭和女子大学食物学研究室が発行した『近代日本食物史』<sup>1)</sup>および清涼飲料関係の団体から発行されている書籍等を資料として、まとめた<sup>2)</sup>。

日本で清涼飲料という名称が公に用いられたのは、明治33年6月に清涼飲料水営業取締規則が発布されたときが最初である。同規則によれば、「清涼飲料水と称するのは、販売用に供するラムネ、リモネーゼ(果実水、薄荷水、及び桂皮水の類を含む)、重曹水、及びその他の炭酸飲料、並びに果実汁、果実蜜、及びこれに類似する製品で、飲用に供するものをいう」とあった。<sup>3)</sup>

明治、大正時代には、さまざまな清涼飲料水が製造、発売された。大正10年ごろには、ラムネ、サイダーを代表とする炭酸飲料の製造業者が2421件もあった<sup>1)</sup>ことから、まさに清涼飲料の定番になっていたと考えられる。

本報では、昭和元年から第二次世界大戦を経て、高度成長期を迎えた昭和40年までの清涼飲料水の変遷について報告する。

### 昭和元年から戦前まで

三ツ矢サイダーの前身である一ツ矢サイダーは明治18年に明治屋から<sup>4)</sup>、王冠栓を使用したリボンシトロンは明治42年に大日本麦酒(株)から発売されていた<sup>5)</sup>。

昭和3年に麒麟麦酒(株)からキリンレモンが発売され<sup>6)</sup>、この時点でコーラ飲料を除く代表的な炭酸飲料がそろったことになる。

しかし、日中戦争が始まった昭和12年ごろから、時代は急速に戦争色を濃くしていった。あらゆる物資の軍事優先使用などによって、物資不足は急速に深刻化し、昭和14年には王冠が、15年には砂糖が配給制となった<sup>3)</sup>。戦時立法として物品税が昭和14年に公布され、昭和元年に創設された清涼飲料税とあわせて、嗜好飲料の物品税も課されるようになった<sup>7)</sup>。(図1参照)

また、国家総動員法にもとづく価格等統制令によって、ほとんどの物価が昭和14年9月18日の水準で凍結され<sup>5)</sup>、この動きのなかで清涼飲料水にも公定価格がつけられた。表1に昭和15年7月25

第三種物品

第二種物品

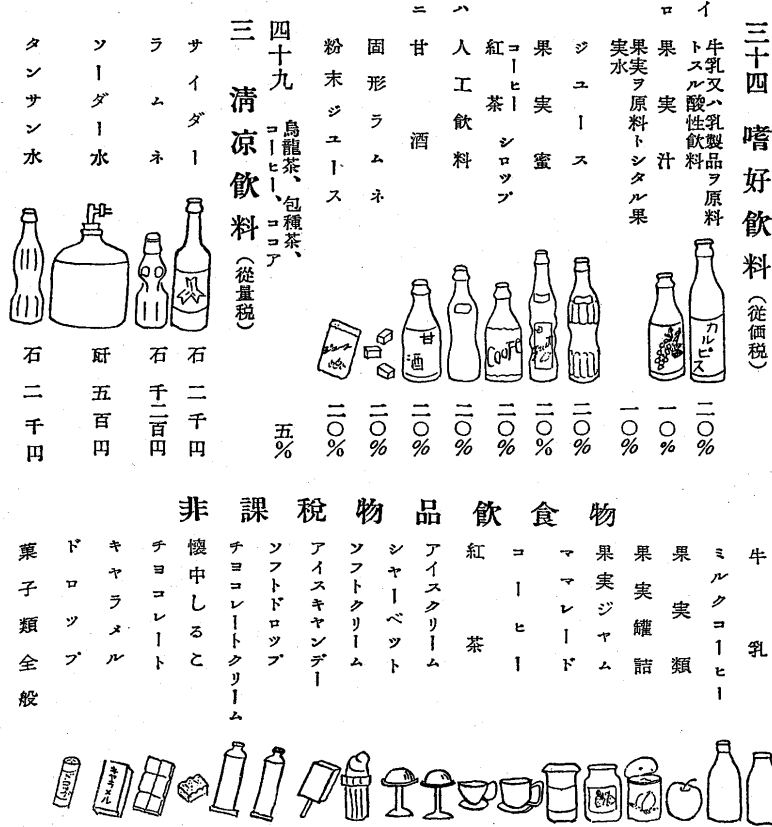


図1 物品税の税率 (昭和29年9月1日)

清飲会報 昭和29年12月15日発行 (『日本清涼飲料史』3)p.977より引用

表1 清涼飲料水の公定価格 (昭和15年7月25日現在)

ラムネ (1本当中味) 価格

種類	容量	生産者販売価格	小売価格
中玉	9勺	6銭	8銭
小玉	7勺5才	5銭	7銭
小供ラムネ	3勺	2銭	3銭

サイダー及ソーダ水 (2合ビン詰) 東京市及大阪に於ける販売価格

等級	生産販売価格 (4ダース当)	小売価格 (1本当)
1級	8円76銭	20銭
2級	7円76銭	18銭

サイダー及ソーダ水 (2合ビン詰) 東京市及大阪以外の地に於ける販売価格

等級	生産販売価格 (4ダース当)	小売価格 (1本当)
1級	8円90銭	22銭
2級	7円90銭	20銭

清涼飲料誌 昭和15年9月号 (『日本清涼飲料史』3)p.566より作成

日時点での公定価格を示す。1合あたりに換算すると、ラムネ 8.8 銭に対してサイダーおよびソーダ水は都市部（東京市および大阪）で 10 銭，それ以外の地域では 11 銭となった。明治 30 年代から「ラムネは庶民のもの，サイダーはやや高級品」という傾向<sup>1)</sup>は続いていたと考えられた。

## 第二次世界大戦中

国民にビタミン C を供給する目的でオレンジジュースが開発され，35%オレンジジュースとして四ツ菱食品から発売された。これは，軍需品としても出荷された<sup>8)</sup>。

軍事工場に転用されるなどして，清涼飲料水の工場は全国で縮小していった。大日本麦酒（株）のリボンシトロンも昭和 17 年に製造・販売を中止した<sup>5)</sup>。

昭和 20 年には，戦火による焼失工場 172，残存工場 468 であった<sup>7)</sup>。

## 戦後から昭和 40 年まで

明治 33 年に，人工甘味料取締規制で使用禁止になっていたサッカリンは，昭和 21 年に砂糖の代替品としてズルチンとともに使用が許可された<sup>7)</sup>。（ズルチンは，昭和 43 年 7 月に使用禁止となり，現在に至っている。）

明治 33 年に制定された『清涼飲料水営業取締規則』が昭和 23 年に廃止され<sup>5)</sup>，それに代わって食品衛生法が施行された<sup>7)</sup>。清涼飲料は衛生上有害でない限り，濁っていても，固形物が含まれていても，それが原料から来る必然的なものなら差し支えないことになった。これにより果汁飲料の製法が大きく変わり，高級飲料となっていった。透明炭酸飲料と果実飲料の生産量は，昭和 31 年を境に逆転し，果実飲料は伸びていった<sup>5)</sup>。（表 2 参照）

表 2 清涼飲料水年次別生産量

種 類	(kl)				
	昭和35年	昭和36年	昭和37年	昭和38年	昭和39年
ラムネ	44,889	45,016	43,716	38,627	36,590
サイダー	97,000	120,000	136,000	148,500	198,500
タンサン水	19,000	20,000	21,000	23,000	24,000
コーラ飲料	6,000	13,119	33,000	60,000	100,500
ソーダ水，ジンジャーエール・その他	20,908	21,792	22,862	23,717	42,943
タンク詰ソーダ水	4,187	4,600	4,800	5,000	5,300
小 計	191,984	224,527	261,378	298,844	407,833
ストレートジュース	131,400	138,600	148,000	154,500	178,000
濃厚ジュース(※1)	106,200	129,240	135,500	137,500	140,000
缶詰ジュース	31,500	31,500	27,000	27,000	27,000
紙蓋ジュース	18,000	19,800	20,800	21,000	23,500
フルーツシロップ	5,400	5,300	5,200	5,000	24,000
小 計	292,500	324,440	336,500	345,000	392,500
濃厚乳酸飲料(※1)	74,000	100,000	125,000	152,500	180,000
ミルクコーヒ・フルーツミルク・ヨーグルト(※2)	72,000	81,000	100,000	120,000	140,000
小 計	146,000	181,000	225,000	272,500	320,000
ストレート換算合計	630,484	729,967	822,878	916,344	1,120,333
粉末清涼飲料	57,600	100,800	180,000	216,000	252,000

※1 ストレートに換算  
 ※2 表記方法は，昭和 40 年当時の方法による。  
 食生活 昭和 40 年 8 月 1 日発行 第 59 巻 第 8 号(『日本清涼飲料史』<sup>3)</sup>p.1383 より引用)

コーラ飲料は、大正8年に明治屋から『コーラ炭酸』という名前で発売されたが、大衆に受け入れられずに終わっていた。昭和22年にアメリカ軍用としてコーラ飲料が日本に上陸したが、一般には発売されなかった。一般の日本人がコカ・コーラを初めて飲んだのは昭和24年であったが、野球場での一日限りの販売であった。その後、昭和30年に参議院でコーラ問題の質疑が行われ、31年に本格的輸入外貨割当が8万ドルに決定した<sup>7)</sup>。昭和35年に民間用コーラ飲料の発売条件が解除されると、果汁飲料の急激な伸びに対して横ばい状態にあった炭酸飲料も、立ち直る気配を見せてきた。この頃、炭酸飲料製造の40%は、大手ビール3社が占めていた<sup>5)</sup>。

東京都衛生局が都内の清涼飲料水製造工場を一斉検査した結果、『29%が細菌混入』(昭和29年)、『ハエやガラスが混入していて、18%が不良品』(昭和30年)と報道された<sup>3)</sup>。このことから、衛生管理が行き届いている大手ビール3社と中小企業では製造方法、品質管理に格差が出ていたと考えられる。

昭和32年に渡辺製菓(株)から発売された小袋入り粉末ジュースが大ヒット商品となった。これは、それまでの粉末ジュースの欠点を精製ブドウ糖と人工甘味料(チクロ)で克服し、使いきりの小袋入りにしたものであった。最盛期の昭和41年頃には、国民一人あたり年平均50杯飲んでいた計算になる。(表3参照)しかし、昭和44年9月にアメリカでチクロの製造販売が禁止になったとたんに販売量が落ちていった<sup>3)</sup>。

表3 清涼飲料水に占める粉末飲料の位置

年次	清涼飲料水		粉末飲料		比率	
	A 生産量(kl)	B 販売金額(千円)	C 生産量※(kl)	D 販売金額(千円)	(C/A)×100	(D/B)×100
昭和36年	546,575	42,954,409	168,000	5,600,000	30.7	13.0
37年	614,478	50,149,471	372,000	12,400,000	60.5	24.7
38年	693,144	58,643,480	446,400	14,880,000	64.4	25.4
39年	852,133	79,223,662	443,400	14,780,000	52.0	18.7
40年	919,100	91,214,554	564,000	18,800,000	61.4	20.6
41年	1,076,800	111,053,841	588,000	19,600,000	54.6	17.6

※ストレートに換算

食品手帖 清涼飲料水編 昭和43年8月10日発行 食品新聞社(『日本清涼飲料史』<sup>3)</sup>p.1376より抜粋引用)

昭和26年には、ビンや空き箱(ビン用)の不足から保証金制度が導入されたが<sup>5)</sup>、この制度は現在でも用いられ、省資源化に役立っている。

昭和30年に自動販売機による清涼飲料水の販売が開始され、31年にはカップ式ストレート果汁飲料の自動販売機が、36年には噴水式ジュース販売機が開発されブームとなった<sup>7)</sup>。缶入りジュースは昭和30年に開発され、その後自動販売機の普及とともに出荷量を増やしていった。

表4に、昭和元年から40年までの清涼飲料水の歴史を示す。

表4 日本における清涼飲料水の歴史（昭和元年から40年まで）

肩つき番号は、年表作成にあたり参照した本文末尾の文献及びウェブサイトを示す。

西暦	年号	月日	清涼飲料水	解説および関連事項
1926	昭和元年		清涼飲料税が創設された。 <sup>9)</sup>	第二種として、1石（約180リットル）あたり10円が課税された。 <sup>9)</sup>
1927	昭和2年	2月11日	日本麦酒釀造株式会社（現アサヒビール（株））が、西宮工場に清涼飲料の製造設備の大半を移し、製造を開始した。 <sup>4)</sup>	製造した商品は、『三ツ矢サイダー』『三ツ矢レモヲ』『三ツ矢シトロン』『金線サイダー』の4種類であった。 <sup>4)</sup>
1928	昭和3年	3月16日	『麒麟レモン』が発売された。（麒麟麦酒（株）） <sup>9)</sup>	340mlリターナブルビンであった。 <sup>9)</sup> 麒麟麦酒（株）は、製造のノウハウがなかったため、金線飲料で経験のある本城奎三を採用しレシピを決めた。その混合比はその後長く製造責任者だけしか知りえない仕組みになっていた。 <sup>9)</sup>
			『麒麟シトロン』『麒麟サイダー』が発売された。（麒麟麦酒（株）） <sup>9)</sup>	
1929	昭和4年	5月	『麒麟タンサン』が発売された。（麒麟麦酒（株）） <sup>9)</sup>	
1935	昭和10年			昭和5年から昭和14年ごろまでの価格は、ラムネ5銭から6銭。サイダー15銭から18銭であった。 <sup>3)</sup>
1937	昭和12年		ブリキが統制され、王冠も配給制となった。 <sup>3)</sup>	昭和12年に日中戦争が始まり、経済が急速に戦争色を濃くしていった。輸出入および為替の管理、あらゆる物資の軍事優先使用などによって、物資不足は急速に深刻化していった。 <sup>5)</sup>
			リング果汁飲料（透明果汁）『コーリン』が寿屋から発売された。 <sup>3)</sup>	1900年（明治33年）に制定された清涼飲料水営業取締規則によって、ラムネを中心とし果実蜜、果実水などのように希釈せず飲用に供するものの、混濁、沈殿物および防腐剤は、認められていなかった。この法規が日本の果実飲料の発展を遅らせる要因になっていた。 昭和9年から11年頃になると、果汁の清澄技術が研究開発され、麴や麦芽の酵素を利用した清澄剤が生まれ、また化学的な方法として塩化蒼塩法が開発され、ドイツから清澄酵素が輸入されるなど、技術の著しい進歩がみられた。 <sup>8)</sup> 『コーリン』は、真空による低温濃縮とともに揮発性芳香成分の回収を行い、これにより製品に付香したものであった。 <sup>8)</sup>
1938	昭和13年		厚生省が設置された。 <sup>3)</sup>	

- うんしゅうみかんの果汁缶入りをアメリカに見本輸出した。10)
- 7月 輸出入品等臨時措置法にもとづく物品販売価格取締規制が公布、施行された。5)
- 1939 昭和14年4月1日 戦時立法として物品税が公布された。嗜好飲料に移出金額の10%が課税された。7)

横浜の浜口文二が試作した5号缶(318ml)入りであった。10)

商工大臣の告示により物品ごとに最高限度価格を設定できるようになった。5)

清涼飲料税が石15円に引き上げられた。9)

日本麦酒釀泉株式会社の西宮工場で生産した清涼飲料水が年産80万箱となり、東洋一の清涼飲料製造工場となった。4)

クエン酸輸入が再開された。(主にイタリアから)3)

- 10月20日 『9.18 ストップ令』が実施された。4)

国家総動員法にもとづく価格等統制令によって、ほとんどあらゆる物価が昭和14年9月18日の水準で凍結された。5)

- 1940 昭和15年4月1日 嗜好飲料税が設定された。3)

清涼飲料税が石20円に引き上げられた。9)

- 7月25日 清涼飲料水が公定価格制になった。5)

ほとんどあらゆる物品に公定価格などの統制価格がつけられ、物価の統制が進められた。公定価格品には、㊤マークが表示され、一般に『マル公』と呼ばれた。5)

(表1 『清涼飲料水の公定価格』参照)

砂糖が配給制になった。3)

日本清涼飲料工業組合連合会が設立され、砂糖の割り当てを受けた。(砂糖の配給は昭和19年1月まで続いた。)3)

関東清涼飲料工業組合が設立された。(1944年に統制組合に変更)3)

東京清涼飲料水同業組合が解散した。3)

日本清涼飲料工業組合連合会が設立された。7)

- 1941 昭和16年 四ッ菱食品が『35%オレンジジュース』を発売した。3)

ビタミンCの供給源の一つとして、農林省の協力のもとにオレンジジュース(ストレート)のビン詰製造が行われた。当初100%天然果汁の製品を計画したが、風味の点、口ざわりの点などから果実含有量35%のいわゆる果汁入り飲料となった。製造法は、パルパーフィニッシャーによる搾汁後、調合されホモジナイザー、デアレーション、ビン詰、殺菌、冷却など一貫した流れ作業による短時間操業で行われ、風香味に優れていたが、当初の製

		造数は計画を下回り、ビールビン詰 2 ダース入りで10万箱にとどまった。8)
	12月 1日	生活必需物資が配給制になった。
	12月 8日	清涼飲料税 石30円に引き上げ5)
1942	昭和17年	『リボンシトロン』の製造・販売が中断された。5)
1943	昭和18年	四ッ菱食品のオレンジジュースが軍需品として1,600箱ほど出荷された。3)
	4月 1日	ラムネは終戦まで、7 銭から 9 銭。終戦時、生産者価格14銭から16銭、小売20銭ぐらい。サイダーは戦前18 銭。昭和18年に32銭。終戦時、生産者価格53銭、売値60銭ぐらいであった。3)
	4月 1日	清涼飲料税が石65円に引き上げられた。9)
1944	昭和19年	清涼飲料水の工場が、企業整備で全国2681工場が640工場に縮小整備された。3)
	4月 1日	日本清涼飲料工業組合連合会が全国清涼飲料工業統制組合に組織替えされた。7)
	4月 1日	清涼飲料税が石160円に引き上げられた。9)
1945	昭和20年 8月15日	終戦をむかえた。
		戦火による焼失清涼飲料水工場172。残存工場468であった。7)
	12月	終戦から昭和21年 7月まで、日本麦酒釀泉株式会社は清涼飲料の製造を行うことができなかった。21年 7月19日に製造開始願を提出し、製造を再開したのは8月であった。しかも甘味料に使用する砂糖がなかったので、人工甘味料で代用した。4)
		麦酒配給統制(株)は、容器不足のためビン3本または栈箱1個とビール1本を交換した。5)
		アメリカで『冷凍濃縮オレンジ果汁』が開発された。アメリカではこれを果汁100%のジュースだけではなく、10%程度を含有する果実飲料水の原料として用い、販売されていた。進駐軍兵士らがわが国に持ち込んできていた。5)
1946	昭和21年 2月17日	『食糧緊急措置令』が公布、施行された。(主食供出の強権発動)5)
	3月 3日	『物価統制令』が公布、施行された。『価格等統制令』は廃止された。5)

3月	砂糖の代替品として、サッカリンおよび ズルチンの使用が許可され、配給され た。7)	サッカリン: 人工甘味料。ショ糖の700 倍の甘味をもつ。水に難溶であるが、こ のNa塩は水に溶けやすく、溶性サッカ リンという。熱に対して割合弱い。消化 されずそのまま尿中に排泄される。11)
		ズルチン: フェナサチンを塩酸で加水分 解したあと、尿素と縮合させて合成する 無色の針状結晶。ショ糖の250倍の甘味 をもち甘味剤として用いられたが、発ガ ン作用・肝臓障害作用など人体に有害な ため、現在は使われていない。12)
7月	清涼飲料水に『物価統制令』が適用され た。5)	
9月1日		清涼飲料税が石160円から550円に増税さ れた。5)
1947 昭和22年2月21日		古王冠1貫(3.75 kg)とビール1本の引き 換えが3月15日まで東京で実施された。5)
	全国清涼飲料工業協同組合連合会が設立 された。7)	
	全国清涼飲料工業会(任意団体)が発足 した。7)	
	関東清涼飲料工業共同組合が設立され た。3)	
	米軍用として『ペプシコーラ』が日本に 上陸したが、一般用には販売が認められ なかった。8)	日本におけるコーラ飲料は、戦前の記録 によれば加薬飲料(コーラ飲料のように、 カフェイン様の刺激興奮性薬物を含む植物エ キスを含有する飲料である。)と呼ばれ、カ フェイン添加をするこの種の医薬飲料は、 地方長官の許可がなければ、勝手に製造 することはできなかった。8)
	『ソフトシャンパン』が発売された。15)	進駐軍が飲んでいるシャンパンを安価で 大衆が飲めるものにしたいということか ら、東京の飲料業者が開発した。お酒で ないシャンパンということで、『ソフト シャンパン』という名前で主に飲食店で 発売されていた。フランス政府から『シ ャンパン』の名称使用禁止を求める動き がおこり、昭和48年に『シャンメリー』 と変名した。15)
4月1日		清涼飲料税が石550円から2300円に増税 された。9)
12月1日		清涼飲料税が石2300円から6900円に増税 された。9)



12月18日	清涼飲料税の改正により清涼飲料の販売価格が改正された。 (キリンレモン1本 生産者25円, 卸26円, 小売28円。キリントンサン1本 生産者21円, 卸22円, 小売23円となった。)9)
12月24日 食品衛生法が制定された。7)	
1948 昭和23年	食品衛生法が施行された。7)  明治33年に制定された『清涼飲料水営業取締規則』が廃止された。5)  それまで、内務省令によって製品が濁ったり、沈殿物があったりすることが許されず、罰金刑に処されたが、食品衛生法の制定により、衛生上有害でない限り、濁っていても、固形物が含まれていても、それが原料から来る必然的なものなら差し支えないとなった。これにより、果汁飲料の製法が変わって高級飲料となった。3)  食品衛生法により次のようになった。 (1) 原料として用いられる植物、または動物の組成分に基因する混濁、または沈殿物については認められた。 (2) 糖不足から、禁止されていた人工甘味料の使用が出来るようになった。 (3) 従来天然果実蜜、または天然果汁以外には使用できなかった合成保存料が全面的に使用することが許され、果実飲料の発展の基礎をつくった。 (4) 瞬間殺菌法に関して、天然果実の成分を含有する清涼飲料で、加熱を適当としないものは、都道府県知事の許可を受けた方法により実施することができるようになった。8)
	全国清涼飲料工業協同組合連合会が閉鎖機関に指定され、解散した。7)
7月1日 人工甘味料統制が廃止された。3)	
7月7日	清涼飲料税が石6900円から9500円となった。9)
10月28日 公正取引価格が改正された。3)	
1949 昭和24年	『バヤリースオレンジ』が駐留軍向けに発売された。3)  昭和24年、クリフォード・ウエルキンソン・タンサン鉱泉(株)が『Bireley's Orange』のわが国における製造販売権を獲得し、アメリカから期限付きながら原液を輸入して駐留軍に納入するため製造を開始した。5)

- 5月1日 清涼飲料税が石9500円から8000円に減額された。9)
- 中小企業等共同組合法が公布された。7)
- 大日本麦酒の分割により、『リボン』ブランドを日本麦酒(株)が継承した。5)
- 9月 『リボンシトロン』の製造を開始し、復活販売した。(日本麦酒(株))5)
- 『コカ・コーラ』の販売が野球1試合のみ球場限定で許可され、一般の日本人が初めて『コカ・コーラ』を飲んだ。14)
- アメリカのプロ野球チーム『サンフランシスコ・シーلز』が来日した。この試合に限り、球場内での『コカ・コーラ』の販売が許可された。14)
- 1950 昭和25年1月1日 清涼飲料税廃止され、物品税に移行した。5)
- 1石当たり5000円であった。9)
- 『リボンシトロン』は、1本あたり6円の値下げとなったが、戦中戦後の製造、販売の中止が響いて、25年下期における売り上げは18万箱強にすぎなかった。しかし、翌26年下期には60万箱、27年上期には120万箱に達するまでになった。リボンシトロンは、各支店でおおむね毎年シーズン前の春先に景品・懸賞付きで特売を行ったが、他社でも同じような動きをしていた。5)
- (特売の景品として準備されたもの: 上下作業服、高級自転車、観劇、旅行会招待、ジャンパー、洋傘、ゴム靴など)5)
- 4月 業務用砂糖が配給された。3)
- 『三ツ矢サイダー』の甘味料として、砂糖と人工甘味料が混用されるようになった。4)
- 11月10日 清涼飲料水の公定価格が廃止された。5)
- 清涼飲料製造の免許制が撤廃された。7)
- 農林物資規格法施行7)
- 清涼飲料水にはビールにおける酒税法のような規制もなく、容易に参入できる業界であったため、製造業者も多岐にわたり、販売競争も熾烈であった。5)
- 広告などによる販売促進策が進められた。ニッポンビールの広告に『ニッポンビールの姉妹品 リボンシトロン』と併記し、知名度をあげる努力をしていた。5)
- 1951 昭和26年1月1日 清涼飲料の物品税が改定された。1石5000円から2000円となった。5)
- 物品税証紙貼付の法律が導入された。7)
- 6月1日 ビン付き販売を改め空きビン・空き箱保証金制度が導入された。(日本麦酒(株))5)

- 6月 全国で初めての粉末ジュース『名糖オレンジジュースの素』が発売された。<sup>3)</sup>  
 ポリ袋入り225gが100円(小売り)であった。(一杯あたり約6円)  
 天然果汁と砂糖を使って粉末化したもので吸湿性があった。昭和30年には、『名糖粉末オレンジジュース』と名称を変えて家庭用小缶(250g入り150円)を発売し、自衛隊などにも納入していた。<sup>3)</sup>
- 6月7日 計量法が公布された。(27年3月1日施行)<sup>7)</sup>
- 9月8日 日米講和条約が調印された。
- 11月 朝日麦酒(株)が『バヤリースオレンジ』の販売権を取得し、発売した。<sup>5)</sup>

この頃から、ラムネが乱売され価格が下がっていった。生産調整の動きがはじまった。<sup>5)</sup>

この頃から、リボンシトロンと三ツ矢サイダーとの格差が著しくなっていた。リボンシトロンの知名度、商標力の劣勢を補うため、広告コピーに『サイダーの水準を抜く……』を使い、びんの肩には赤色の『最高級サイダー』のラベルをはった。(日本麦酒(株))<sup>5)</sup>

1952 昭和27年4月1日 砂糖が自由販売になった。<sup>3)</sup>

- 4月1日 『全糖リボンシトロン』『リボンタンサン』が発売された。(日本麦酒(株))<sup>5)</sup>

- 4月 『純糖キリンレモン』が復活発売された。(麒麟麦酒(株))<sup>6)</sup>

戦後、『キリンレモン』には、甘味料としてサッカリン、ズルチンなどの人工甘味料が併用されていたが、従来の『キリンレモン』も販売されていた。<sup>6)</sup>

- 4月21日 『リボンジュース(オレンジ)』が発売された。(日本麦酒(株))<sup>5)</sup>

原料は、山口県、和歌山県、愛媛県の夏ミカンの搾汁を用いていた。果汁10%のすっきりとした味が特徴であった。当初の製造量は、1日約1500箱(24本入り)であった。販売価格は1本35円プラスビン代15円の計50円であった。<sup>5)</sup>

『三ツ矢印の平野シャンペンサイダー』から『全糖三ツ矢シャンペンサイダー』になった。(昭和43年に『三ツ矢サイダー』となる)<sup>4)</sup>

人工甘味料を使用した『三ツ矢サイダー』の製造は、昭和44年にすべて中止された。<sup>4)</sup>

バヤリースの工場が宝塚から芝浦に移転した。<sup>4)</sup>

この工場では、瞬間殺菌して高温充填が可能であった。<sup>4)</sup>

1953 昭和28年	外国飲料輸入反対運動が起こった。7)	
	清涼飲料製造業が中小企業安定法に業種指定された。7)	
2月		民間放送がテレビ放送を開始した。
3月	(社) 日本果汁協会が8社で発足した。7)	
5月		『リボンジュース』の1周年記念の特売として、3本ごとに1枚の抽選券をつけ、特賞は小型乗用車、1等賞写真機、2等賞洋服生地などとしていた。5)
7月	日本麦酒(株)川口工場、カナダドライ製品8種の受託製造を開始した。(駐留軍用)5)	
1954 昭和29年	全国清涼飲料調整組合連合会(現、全国清涼飲料工業組合連合会)が設立された。7)	
	出荷数量、販売方法、生産設備を内容とする総合調整計画が実施された。7)	
3月	『麒麟レモン』の小ビンが発売された。(麒麟麦酒(株))9)	180mlリターナブルビンであった。
5月15日	麒麟麦酒(株)の広島工場にジュース製造設備が完備された。9)	
6月1日	西日本で『キリンジュース(オレンジ)』が発売された。(麒麟麦酒(株))9)	200mlリターナブルビンでの発売であった。1970年に『キリンオレンジード』と改名された。9)
	粉末ジュースが課税されるようになった。7)	
12月8日	東日本で『キリンジュース(オレンジ)』が発売された。(麒麟麦酒(株))9)	
1955 昭和30年 3月30日	麒麟麦酒(株)の横浜工場にジュース製造設備が完備された。9)	
4月8日	社団法人全国清涼飲料工業会(全清飲)が設立された。7)	昭和30年ごろから、ジュースが伸び、ラムネ、サイダーなどの炭酸飲料が減り始めた。7)
4月8日	全清飲として『清涼飲料』の定義を制定した。7)	
5月25日	チクロが食品添加物として使用許可された。7)	チクロ: スクロヘキシルスルファミン酸ナトリウムの俗称で、人工甘味料の一つである。甘味は砂糖の30倍。催奇性・発がん性を持つ疑いがあり、日本では1969年に使用禁止された。サイクラミン酸ナトリウム。12)

- 5月 わが国初の缶入り飲料『缶入りオレンジジュース』が発売された。(明治製菓(株))<sup>5)</sup> 200 ml 缶であった。携帯用に便利だとして人気を博した。<sup>10)</sup>
- 5月 『濃縮リボンジュース(オレンジ)』が発売された。(日本麦酒(株))<sup>5)</sup> 昭和31年の販売量は4万1700箱、32年は6万箱であった。  
 当時は、5倍濃縮が主流であったが、『濃縮リボンジュース』は原料の選択、砂糖の精製、製品の殺菌方法などを改善した独自の製法による6倍濃縮ジュースであった。  
 100g中に130mg以上のビタミンCを含有する特殊栄養飲料であった。<sup>5)</sup>
- 昭和30年6月1日発行の清涼飲料新聞は、東京都衛生局が都内の各工場を一斉検査した結果を伝えている。朝日新聞『ハエやガラスが混入。不良飲料水にご注意』毎日新聞には『18パーセントが不良飲み物』という見出しで取り上げられていた。<sup>3)</sup>
- 8月6日 かんきつ類の日本農林規格(JAS)が制定された。<sup>7)</sup>
- 8月6日 自動販売機による清涼飲料の販売が始まった。<sup>7)</sup>
- 8月16日 全国清涼飲料協同組合連合会(清協連)が設立された。<sup>7)</sup>
- 8月16日 物品税法施行規則が一部改正され、果実蜜等が免税になった。<sup>7)</sup>
- 9月7日 全清飲がコカ・コーラ原液輸入反対を関係当局に陳情した。<sup>7)</sup>
- 9月14日 参議院でコーラ問題の質疑が行われた。<sup>7)</sup>
- 11月28日 全清飲が業界不況で生産・出荷制限のための中小企業安定法29条の発動を要請した。<sup>7)</sup> 昭和30年7月1日の清涼飲料新聞は、『乱売が乱売に拍車かける実状』という見出しで大略以下の記事を載せている。「愛媛県28年6月現在で(ラムネ)業者34人、生産量が5758石強で、3円60銭、これが昭和30年度3月末現在で業者数48人、生産数量が3069石強で、7円となっている。この7円は生産数量が約半分減じてだから28年6月と比較すれば生産量が同一の場合、当然3円50銭前後となり、それに業者が14名も増加しているとすれば、業者の立場は一層苦しい。」<sup>3)</sup>

1956 昭和31年 2月	ラムネ製造業生産設備制限規則が制定された。7)	透明炭酸飲料と果実飲料の出荷量は、昭和31年を境にその地位を逆転して、果実飲料が伸びていった。5)
1月20日	『キリンサイダー』が復活発売された。 (麒麟麦酒(株))9)	
6月30日	中小企業安定法29条に基づくラムネの設備制限命令が発動された。7)	
11月	東京飲料(株)が日本初の『コカ・コーラ』の製造販売をするボトラーとして創立された。3)	
11月10日	コーラ原液の初の本格的輸入外貨割り当てが8万ドルに決定した。7)	昭和22年から、高梨任三郎はアメリカコカ・コーラのフランチャイズの承認およびコーラ原液を輸入するための外貨割当を得るために動いていた。
	星崎電気が国産初のカップ式ストレート果実飲料の自動販売機を開発した。7)	1961年(昭和36年)には、自動販売機6000台が設置された。10)
	『ペプシコーラ』の一般発売が許可された。3)	
1957 昭和32年 2月	『濃縮グレープリボンジュース』を発売した。(日本麦酒(株))5)	原料は、長野県および山梨県のコンコード種ブドウを使用していた。5)
3月	『缶入りリボンオレンジジュース』を発売した。(日本麦酒(株))5)	
3月24日	『コカ・コーラ』を発売した。(東京飲料(株))7)	米軍への納品のみであった。
5月	『キリントンサン』が200 ml ビンで発売された。9)	
5月	ペプシコーラの販売が開始された。3)	
6月25日	日本飲料工業株式会社が設立された。3)	
6月30日	渡辺製菓(株)が、小袋入り粉末ジュースを販売した。3)	粉末ジュースは、砂糖に人工甘味料などを加えたものを土台としていたため、需要期の夏場を過ぎると温度、湿度の上昇で製品が固まってしまうたり、袋の中で溶けたりしたため夏を過ぎると大量に返品されていた。それにより倒産する企業もあった。 渡辺製菓は、精製ブドウ糖を主原料とし、一袋一杯分5円売りという新しい包装形態を採用した。これがブームとなった。3)

- ポリエチレン容器が清涼飲料水の容器として例外承認された。7)
- しかし、缶詰ジュースが伸びていった。ポリエチレン原料が輸入されたのは1951年（昭和26年）で、ポリエチレン容器詰清涼飲料が業界に現れたのは1955年（昭和30年）ごろからである。当初は、三角袋（90 ml 以上のもの）であった。10)
- 武田薬品工業（株）が『プラッシー』を発売した。3)
- ミカン果汁にビタミンCを加えたもので、米穀販売店で販売するという異色の販売ルートをとった。5)
- 『ミルトン』を前田産業が発売した。3)
- 8月 『缶入りリボンパイジュース』を発売した。（日本麦酒（株））5)
- 9月18日 食品衛生法が一部改正され、清涼飲料水の定義が明確になった。7)
- 乳酸菌飲料、乳及び乳製品を除く酒精分1容量パーセント未満を含む飲料をいうものであること。従って、酸味を有しない飲料水、主として児童を対象として製造されコルク等で簡単に栓を施した飲料水（例えばニッケ水、ハッカ水等）、トマトジュース、摂取時に希釈、融解等により飲み物として摂取することを目的としたもの（例えば、濃厚ジュース、凍結ジュース等）（ただし、粉末ジュースを除く）もすべて含まれるものであること。10)
- 10月 『缶入りリボントマトジュース』を発売した。（日本麦酒（株））5)
- 販売不振のため、昭和34年1月に販売が打ち切られた。5)
- 1958 昭和33年3月15日 日本飲料工業（株）が日本コカ・コーラ（株）と社名を変更した。
- 『ファンタオレンジ』『ファンタグレープ』『ファンタクラブソーダ』を発売した。（日本コカ・コーラ（株））14)
- 4月1日 中小企業安定法が廃止された。中小企業団体の組織に関する法律が施行された。7)
- 4月24日 全国清涼飲料調整組合連合会が全国清涼飲料工業組合連合会（清工連）に組織替えされた。7)
- 6月1日 『キリンレモン』（人工甘味料併用）の製造が中止された。
- 一般の人気は人工甘味料併用品に集まっていたので、純糖キリンレモンの販売は苦戦した。6)
- 『純糖キリンレモン』のビンが変更された。6)
- 340 ml のプリントビンであった。9)

- 7月 全清飲が清涼飲料物品税の減廃税を国会へ陳情した。7)
- 11月 日本ペプシコーラ(株)が設立された。『ペプシコーラ』がリターナブルビン(192 ml)で発売された。35円であった。3)
- 『リボンちゃん』という少女キャラクターを使ったテレビCMが人気になった。(日本麦酒(株))5)
- 1959 昭和34年 3月31日 ラムネ設備制限に続き出荷数量の制限が施行された。7)
- 3月 『缶入りバヤリース』が発売された。(大日本麦酒(株))4)
- 4月1日 計量法施行に伴い、尺貫法からメートル法に変更された。7)
- 4月20日 物品税法が改正され、ラムネは無税になった。7) 清涼飲料水は、1キロリットル当たり11,000円になった。5)
- 物品税証紙制度が廃止された。
- 10月 日本麦酒(株)が『カナダドライ ジンジャーエール』の国内向け販売を開始した。5)
- 12月28日 ポリエチレン容器が食品衛生法の改正により、清涼飲料容器として正式に承認された。7) 昭和33年ごろから、ビン型、長方形型、樽型等の成型容器が作られるようになっていた。10)
- 大阪清飲組合が『ビタラムネ』を発売した。3)
- 1960 昭和35年 2月9日 中小統一商品が『コアップ・ガラナ』を発売した。7) ガラナを原材料に誕生した清涼飲料水のことである。ブラジル大使館の指導のもと、全国清涼飲料協同組合連合会(現在では、『日本コアップ(株)』として独立)が『コアップ・ガラナ』を統一商標とし、全国の中小飲料製造業者が日本人の味覚にあうよう多少のアレンジを加え、炭酸飲料として発売した。
- 2月10日 全国清涼飲料研究会が設立された。7)
- 濃縮リボンジュースについては32年以降、4月から8月の需要期にかけて、大がかりな宣伝と特売が展開された。35年は、大ビン1本に2枚、中・小ビンには各1枚の抽選券が付され、9月に抽選会が行われた。景品としては、最新式折りたたみ式自転車、リボンちゃんのイラスト付き時計、同じく栓抜きなどであった。5)



	10月5日	民間用コーラ飲料の発売が条件解除された。7)	果実飲料の急激な伸びに対して横ばい状況にあった炭酸飲料も、昭和35年以降、立ち直る気配をみせてきた。  炭酸飲料製造の約40%は大手ビール3社が占めていた。5)
1961	昭和36年3月	『リボンコーラ』が発売された。(日本麦酒(株))5)	190 ml ビンで小売価格は45円であった。これは、昭和50年6月に製造中止となった。5)
	4月	『キリントンサン』の大ビンが発売された。(麒麟麦酒(株))9)	340 ml のプリントビンであった。9)
	6月1日	厚生省から食品衛生法に基づくカップ式自動販売機の取り扱い基準が告示された。7)	
	10月1日	果肉飲料『ネクター』が発売された。(明治製菓(株))7)	日本で初めてのピーチネクターであった。果実の特性を生かした新しいタイプの果実飲料として注目された。8)
	10月7日	コーラ飲料の原料輸入が自動承認制となり完全に自由化した。7)  噴水式ジュース自動販売機が開発され、ブームとなる。7)  粉末ジュースの新商品ラッシュとなった。3)	日本フード工業株式会社が『ソーダラップ』という粉末発泡飲料を発売した。春日井製菓も『シトロンソーダ』を発売した。3)  このころから、ポリエチレンをコーティング又はラミネートした紙容器が生産されるようになり、特に牛乳容器として普及した。10)
1962	昭和37年3月1日	かんきつ類果実飲料の JAS 認定が制定された。(4月1日施行)7)	
	4月1日	物品税法が改正され、乳酸飲料の物品税が廃止された。7)	果汁飲料の果汁率45%以上は免税で、25%以上は5%の課税となった。7)
	5月15日	不当景品類及び不当表示防止法が公布された。(8月15日施行)7)	
	5月26日	カップ式自動販売機に粉末飲料の使用が認可された。7)	
	9月24日	りんご、ぶどう、パイナップル果実飲料の JAS が制定された。7)	

- 12月 コカ・コーラボトラーがビン自動販売機の設置を開始した。7)
- 『コカ・コーラ』のテレビCM放映が開始された。
- 1963 昭和38年 2月23日 もも果実飲料のJASが制定された。7)
- 3月30日 ラムネの生産設備出荷制限の農林省省令が制定された。7)
- 4月1日 レモン果汁80トンの輸入が決定した。7)
- 4月 『キリンレモン』の自動販売機による販売が開始された。6)
- 学校や病院、職場など従来の特約店ルートではカバーしきれない『キリンレモン』市場に対して、自動販売機を設置し、製品の詰め替えから代金の回収まですべてのサービスを行う自動販売サービス会社を設立した。6)
- プリントされた小ビン(200ml)であった。9)
- 6月28日 中小企業業種別振興法が清涼飲料製造業を指定した。7)
- 1964 昭和39年 1月1日 日本麦酒(株)がサッポロビール(株)に社名を変更した。5)
- 4月 『リボンジュース』のカップベンダー販売が開始された。5)
- 11月20日 洋なし、いちご、混合果実飲料にJASが制定された。7)
- 11月 コカ・コーラボトラー、ペプシコーラが相次いで大型ビンを発売した。7)
- ネクターが脚光を浴びた。3)
- 1965 昭和40年 2月1日 初のドリンク剤である『オロナミンC』が発売された。(大塚製薬(株))7)
- 戦後医療用に使用されていた水薬は、ビンまたはアンプル入りであったが、1955年(昭和30年)の後半に関西の医薬品メーカーがストローで飲むアンプル入り栄養剤のCMをテレビで流したことから、ブームになり、食品、雑貨のメーカーも参入した。10)
- 1965年(昭和40年)には、アンプル入り風邪薬によるショック死が連続し大きな社会問題になったが、その当時はドリンク剤に規制がなかった。10)
- 1968年(昭和43年)に『ドリンク剤及びドリンク剤類似清涼飲料水の取り扱いについて』の厚生省通達により適正な表示方法、誤解無き宣伝・広告、販売方法等についても基準が示された。10)

- 2月 ビール会社が清涼飲料水の空きビン引き  
取り価格を10円から7円に引き下げた。5)
- 4月1日 合成着色料赤色101号および赤色1号の  
使用が禁止された。7)
- 4月10日 『キリンレモンクール』が200 ml プリン  
トビンで発売された。(麒麟麦酒(株))9)
- 6月1日 糖価安定法が成立した。7)  
サッカリンが暴落した。3)
- 6月25日 外資系のコーラ飲料に対抗し、日本コ  
ップ・ガラナ(株)が設立された。7)
- 7月15日 厚生省令改正で食用合成着色料赤色4,  
5号, だいたい色1, 2号, 黄色1, 2, 3  
号の7品目が使用禁止となった。(昭和  
42年1月15日施行)7)
- 10月 初の缶入り炭酸飲料が発売された。(日  
本コカ・コーラ(株))7)
- 

## おわりに

明治、大正時代から続いて昭和初期は、まさにラムネ・ソーダなどの炭酸飲料が全盛の時代であったが<sup>2)</sup>、その後戦時下の物資不足から縮小していった。しかし、この時期に農林省の協力でオレンジジュースが開発されている<sup>8)</sup>。これが戦後、果汁飲料の基礎となり、ストレート果汁、果汁入り飲料、濃縮果汁飲料、ネクター、粉末ジュースと様々な果汁系飲料に発展していった。

戦後は駐留アメリカ軍の影響で、炭酸飲料にコーラ飲料が加わり、炭酸飲料は再び盛り返していった。

昭和元年に創設された清涼飲料税は1石(約180リットル)あたり10円であったものが、徐々に引き上げられ、昭和23年には最高9500円まで増税され、昭和25年に廃止されてからは物品税に移行した。人工甘味料の許可や不許可、昭和23年の清涼飲料水営業取締規則の廃止、食品衛生法の施行により、清涼飲料水も大きく変わっていった。

このように、この時期の清涼飲料水の種類および内容や消費者の購入価格は、国情や国策、法令などによって左右されていたが、それでも国民は甘くておいしく、飲み心地のよい清涼飲料水を求め、発展させていったと考えられた。

しかし、2004年度の統計によると、清涼飲料水にしめる炭酸飲料のシェアは16.0%で、茶系飲料の32.0%の半分までになっている<sup>13)</sup>。なぜ消費者の嗜好がこのように変化していったのかを検討するために、今後は新聞、雑誌の記事から国民の生活および嗜好の変化と清涼飲料水の関わりについてさらに研究を行っていきたい。

## 参考文献

- 1) 昭和女子大学食物学研究室: 近代日本食物史 昭和女子大学近代文化研究所 (1971) 東京
- 2) 秋山久美子: 清涼飲料水 (ラムネ・サイダー) の近代史 「学苑」 778 号 昭和女子大学近代文化研究所 (2005)
- 3) (社) 東京清涼飲料協会編: 日本清涼飲料史 (1975) 東京
- 4) アサヒビール株式会社社史資料室編: Asahi 100 (1990) アサヒビール (株) 東京
- 5) サッポロビール株式会社広報部社史編纂室編: サッポロビール 120 年史 (1996) 東京
- 6) 麒麟麦酒株式会社社史編纂委員会編: 麒麟麦酒の歴史—統戦後編— (1985) 東京
- 7) 清涼飲料の 50 年編纂委員会編: 清涼飲料の 50 年 (2005) 東京
- 8) (社) 全国清涼飲料工業会: 改訂新版 ソフトドリンクス (株) 光琳 (1989) 東京
- 9) キリンビール株式会社広報部社史編纂室編: キリンビールの歴史 (新戦後編)/資料集 (1999) 東京
- 10) (社) 全国清涼飲料工業会編: 清涼飲料水の常識 (2003) 東京
- 11) 岡本奨: 新版 食品化学用語辞典 建帛社 (1991) 東京
- 12) 新村出編: 広辞苑 第 5 版 岩波書店 (1998) 東京
- 13) (社) 全国清涼飲料工業会: 清涼飲料関係統計資料 (2005) 東京
- 14) 東京コカ・コーラボトリング株式会社 コカ・コーラ物語 <http://www.tokyo.ccbc.co.jp/history/> (2006. 5. 27 アクセス)
- 15) シャンメリーの秘密/トンボ飲料 <http://www.a-ramuneya.co.jp/> (2006. 5. 28 アクセス)

(あきやま くみこ 文化創造学科第二部助教授・近代文化研究所所員助教授)